



No. 23-27

2024年2月9日

令和6年能登半島地震にかかる 共同調査の認定結果公表について

～地震保険金の支払迅速化の取り組み～

このたびの地震災害によりお亡くなりになられた方々に謹んで哀悼の意を表しますとともに、被災された方々に心からお見舞い申し上げます。

一般社団法人 日本損害保険協会（会長：新納 啓介）では、令和6年能登半島地震の発生を受け、迅速な損害調査・保険金支払に向けて業界一丸となって対応を進めています。その一環として、火災・津波による被害が発生している地域について、共同調査を実施しました（※）。

調査の結果、「全損地域」および「一部全損地域」を認定しましたので、お知らせいたします。

（※）1月18日付ニュースリリース「令和6年能登半島地震にかかる地震保険金の支払い迅速化の取り組みについて」

URL：https://www.sonpo.or.jp/news/release/2023/g34i0i0000000szg-att/240118_01.pdf

共同調査の認定結果を踏まえ、全損地域または一部全損地域に認定された地域に地震保険のご契約があるお客さまには、引受保険会社からご連絡し、地震保険金のお支払い手続きを進めます。なお、引受保険会社にて、認定地域に所在する地震保険のご契約の特定作業等を行いますので、ご連絡までしばらくお待ちください。

なお、共同調査による認定結果は地震保険に関するものであり、地震保険以外の損害保険の取扱いに影響するものではありません。

【共同調査の認定結果】

・全損地域

県	市町村
石川県	珠洲市 宝立町春日野の一部地域 珠洲市 狼煙町の一部地域 輪島市 河井町の一部地域

・一部全損地域

県	市町村
石川県	珠洲市 飯田町の一部地域 熊谷町の一部地域 正院町正院の一部地域 宝立町鶴飼の一部地域 宝立町春日野の一部地域 三崎町寺家の一部地域 野々江町の一部地域 羽咋郡 志賀町 赤崎の一部地域

	鳳珠郡 能登町 字内浦長尾の一部地域 能登町 字四方山の一部地域 能登町 字白丸の一部地域 能登町 字新保の一部地域 能登町 字布浦の一部地域 能登町 字松波の一部地域 輪島市 河井町の一部地域
--	---

【ご参考】共同調査とは

損害保険会社から派遣された要員で構成する「共同調査団」が、航空写真等を用いて被災地域の状況を確認し、火災による「焼失」または津波による「流失」が認められる地域について、地域単位で「全損地域」「一部全損地域」を認定するものです。

共同調査により、「全損地域」または「一部全損地域」に認定された地域に所在する建物は、現地調査を省略して保険金の支払が可能となります。

全損地域	被害状況	街区内の建造物がすべて流失または焼失している地域をいいます。
	保険金支払	認定された街区に所在する地震保険の対象は、現地調査を省略し、すべて全損認定することができます。
一部全損地域	被害状況	街区内で流失または焼失している建造物が確認できるものの、一部の建築物が残置している地域をいいます。
	保険金支払	認定された街区に所在する地震保険の対象は、全壊が証明された「り災証明」の提出により、現地調査を省略し全損認定することができます。 なお、一部全損地域であっても、共同調査の結果、航空写真から建物が全壊していることが確認できた建物については、り災証明書の提出を不要とすることといたしました。

【被災者のみなさまへ】

震災後は、「保険金請求を代行する」・「保険金請求をサポートする」・「保険で直せる」などと言って勧誘する業者と保険契約者とのトラブルが増加します。また、保険会社を装った詐欺まがいの勧誘も見られます。例えば、保険会社の者と称し、電話で損害状況を聴取したうえで、「調査費用がかかるが、保険金が確実に支払われる」などといい、実際に訪問して調査費用を要求してくるようなケースがあります。保険会社では、お客様に調査費用を請求することはありません。

このような勧誘があってもすぐに契約はせずに、まずはご加入先の損害保険会社または代理店にご相談ください。

なお、当協会の「保険金に関する災害便乗商法 相談ダイヤル」でも保険申請サポート業者からの勧誘や契約の解除などでお困りの方のご相談を受け付けます。

<保険金に関する災害便乗商法 相談ダイヤル>

電話番号：0120-309-444（さあ連絡しよう）

受付時間：月曜日から金曜日（祝日および年末年始休業期間を除く）

9:00～12:00、13:00～17:00

（ご参考）当協会ホームページ「住宅の修理などに関するトラブルにご注意」

<https://www.sonpo.or.jp/news/caution/syuri.html>